

日銀シス第134号  
2025年12月18日

外国為替円決済制度関係事務についての  
日銀ネット利用金融機関等                          御中

日本銀行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（外国為替円決済制度  
関係事務）」の一部改正に関する件

規程整備の観点等から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2025年1  
月25日から実施することとしましたので、通知します。

以上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（外国為替円決済制度関係事務）」  
中一部改正

- 第1編 I. 2. (6) ロ、(イ) を横線のとおり改める。

(イ) 入力延長の依頼

加盟銀行（同時決済口）は、やむを得ない事由により同時決済口支払指図伝送依頼にかかる入力時間帯において電文の送信を終了する見込みがなく、かつその日のうちに当該電文の送信を行う必要がある場合には、制度規則に従い、入力延長の対象となる外為円決済母店を特定のうえ、協会を通じて日本銀行本店（業務局統括課業務運行統括グループ）に入力延長の依頼を行ってください。ただし、日本銀行本店（業務局統括課業務運行統括グループ）は、原則として電文の送信を締切る時刻の30分前まで入力延長の依頼を受けます。

~~なお、入力延長の依頼については、延長の必要性を認識した後直ちに行なうようにしてください。日本銀行は、入力延長の依頼の受付を、原則として電文の送信を締切る30分前に締ります。~~